

## 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

《各部》

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため必要な災害情報、被害状況報告等の収集、通報及び伝達については、本計画の定めるところによる。

#### 1 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 町、道及び防災関係機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の収集が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図るものとする。  
また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

#### 2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが所有する情報組織、情報伝達手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの多重化などに努める。

##### (1) 町の災害情報等の収集及び連絡

- ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を石狩振興局長に報告する。  
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- イ 町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

#### 3 災害等の内容及び通報の時期

##### (1) 防災関係機関への通報

- ア 災害対策本部を設置したときは、対策本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

##### (2) 道への通報

- 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。
- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
  - イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・対策本部を設置した時直ちに
  - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで  
随時
  - エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

##### (3) 国への報告

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

#### 4 被害状況報告

災害が発生した場合、町は、別に定める資料20「災害情報等報告取扱要領」に基づき石狩振興局長に報告するものとする。

ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合、第1報については、消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁長官に報告するものとする。

また、町は、通信の途絶等により石狩振興局長に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
北海道総合行政 情報ネットワーク (道防災無線)	6-048-500-90-43423 6-048-500-90-49036 (FAX)	6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX)

※北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

#### 5 気象予報（注意報含む。）、警報、情報等の収集伝達計画

##### (1) 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、電話、無線、ファクシミリその他、最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 札幌管区気象台が発表する気象等に関する特別警報・警報・注意報は、第3章第4節「気象業務に関する計画」により伝達する。

イ 気象予報（注意報含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部危機対策課が受理統括する。

ウ 勤務時間外は、守衛が受理する。

エ 気象予報（注意報を含む。）、特別警報・警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害に繋がると予想される注意報については、受理者である危機対策課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとする。

オ 連絡を受けた関係部署においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、気象予報（注意報含む。）、特別警報・警報及び情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

カ 守衛が、気象予報（注意報含む。）、特別警報・警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等について速やかに危機対策課長に報告し、災害へと繋がると予想される場合は、関係部署に連絡するものとする。

- (ア) 特別警報～大雨、暴風、大雪、暴風雪
- (イ) 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
- (ウ) 前号の各予警報に伴う被害情報
- (エ) その他特に重要と認められる各種注意報

## 第2節 災害通信計画

《各部》

災害時における災害情報の円滑な伝達の確保を図るための通信手段については、本計画の定めるところによる。

### 1 通信手段の確保

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

### 2 電話及び電報の優先利用

通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

#### (1) 災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用する。

#### (2) 電報による通信

##### ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防及び救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

##### イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

##### ウ 非常・緊急電報の利用方法

(ア) 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

(イ) NTTコミュニケータがでたら

- ① 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
- ② 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- ③ 届け先、通信文等を申し出る。

##### エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間

6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 ((7)の8に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)と機関の間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体の機関 ((7)の表及び本表1～4(2)に掲げるものを除く。)相互間

### 3 公衆通信設備以外の通信手段

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合は、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めた資料2-1「当別町非常通信対応マニュアル」に基づき通信するものとする。

### 4 通信途絶時等における措置

町は、公衆通信設備その他各通信系をもって、通信途絶により通信を行うことができない又は著しく困難である場合は、通信の確保を図るために次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 北海道総合通信局へ要請

##### ア 要請の内容

(ア) 移動通信機器、移動電源車の借り受け

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

##### イ 要請手続の方法

(ア) 移動通信機器の借受を希望する場合

- a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- b 借受希望機種及び台数
- c 使用場所
- d 引渡場所及び返納場所
- e 借受希望日及び期間

(イ) 移動電源車の借受を希望する場合

- a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- b 台数
- c 使用目的及び必要とする理由
- d 使用場所
- e 借受期間

f 引渡場所

(ウ) 臨機の措置による手続きを希望する場合

a 早急に免許又は許可等を必要とする理由

b aに係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

(2) 連絡員の派遣

車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭に連絡を行う。

## 第3節 災害広報計画

《総務部、企画部、住民環境部》

災害対策本部が設置されたときにおける報道機関、関係機関及び町民等に対する災害情報の提供及び広報活動は、本計画に定めるところによる。

### 1 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、町民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、町民等及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

### 2 災害情報の収集要領

災害情報の収集、記録については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 町による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 国、道、報道機関その他関係機関の取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

### 3 災害情報の発表及び広報の方法

#### (1) 発表責任者

総務部長は、本部長の承認を得て報道機関への災害情報の発表及び町民等に対する災害情報の提供並びに広報活動を実施するものとする。

#### (2) 町民等及び被災者に対する広報の方法及び内容

ア 町民等及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- イ 広報誌、チラシ類の印刷物の利用
- ウ 広報車両の利用
- エ 電話・文書等による自主防災組織への連絡
- オ インターネット・SNS、町ホームページの利用
- カ メール配信
- キ 自動販売機を活用した文字情報システムの利用

イ 町民等及び被災者に対する広報事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の状況に関する情報
- イ 避難に関する情報
  - a 避難指示に関すること
  - b 避難所の開設に関すること
  - c 避難経路に関すること
- ウ 応急対策の状況に関する情報
  - a 救護所の開設に関すること
  - b 交通機関、道路の復旧に関すること
  - c 電気、水道等の復旧に関すること
- エ その他町民生活に必要な情報
  - a 給水、給食に関すること
  - b 電気、ガス、水道による二次災害の防止に関すること
  - c 防疫に関すること

- d 臨時災害相談所等に関すること
- e その他必要な情報
- (3) 報道機関に対する情報発表等の方法
 

収集した被害状況、災害情報は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

  - ア 災害の種別（名称）及び発生日月
  - イ 災害発生の場所
  - ウ 被害状況
  - エ 応急対策の状況
  - オ 町民等に対する避難指示及び解除などの状況
  - カ 町民等及び被災者に対する注意事項等の協力要請事項
- (4) 対策本部員に対する広報
 

総務部長は、災害状況の推移を対策本部員に周知し、各部に対し措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。
- (5) 関係機関に対する広報
 

総務部長は、必要に応じて防災関係機関、公共団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

#### 4 被災者相談所の開設

本部長は、被災者を援護するため、災害の状況により必要と認めるときは、被災者相談所を設けるものとする。

#### 5 災害時における記録写真

災害時における記録写真の撮影は、総務部政策広報班が消防、各関係機関及び各部と相互協力して行うものとする。

なお、各部は所管する応急対策について、写真撮影による記録保存に努める。

#### 6 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民等への広報を実施する。特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信、消防等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を町民等に広報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

#### 7 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

## 第4節 応急措置計画

《各部》

災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

### 1 応急措置の実施責任

法令上の実施責任者は次のとおりである。実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 町長、町の委員会又は委員、町の区域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防庁）、ダム管理者等（水防法2条2項及び第4項）
- (3) 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (6) 北海道知事（基本法第70条）
- (7) 警察官等（基本法第63条2項）
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

### 2 町等の実施する応急措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、次に掲げる応急措置を速やかに実施するものとする。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条、第73条）
  - ア 町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
  - イ 警察官は、町若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町に通知することとする。
  - ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町その他町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合において、自衛官は、直ちにその旨を町に通知するものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。
  - エ 町は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
  - オ 町は、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
  - カ 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町に代わって警戒区域を設定することとする。
- (2) 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項）
  - ア 町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用若しくは収用するものとする。
 

この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

    - (ア) 名称又は種類
    - (イ) 形状及び数量
    - (ウ) 所在した場所
    - (エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償（基本法第82条）

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

ア 町は、当該工作物等の占有者に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

イ 町は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手段を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、所有権者より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため、公示の日から起算して6ヵ月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請等（基本法第67条）

ア 町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

イ 町は、他の市町村長から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

ウ 応援に従事する者は、応援措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 北海道知事に対する応援の要請（基本法第68条）

町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

(6) 町民等に対する緊急従事指示等（基本法第65条）

ア 町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該地域の町民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させることができる。

イ 町、消防団及び消防署は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の地域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第1項第5号）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）

オ 町は、アからエまでにより、町の地域内の町民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

### 3 災害救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急活動は、本章第36節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

## 第5節 動員計画

《各部》

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための本部職員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者は、本計画に定めるところによる。

### 1 配備基準

町災害対策本部の非常配備基準は、本計画第3章第3節「当別町災害対策本部」のとおりである。また、災害の発生規模及び特性に応じ、基準により難いと認められる場合は、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

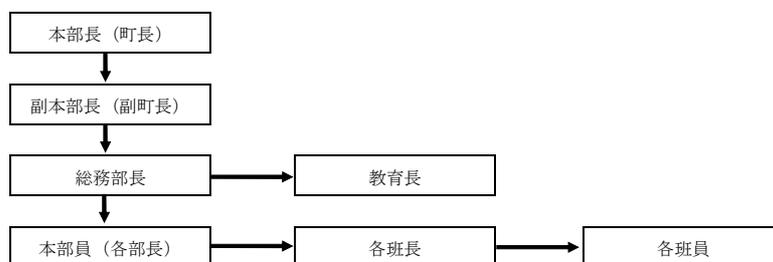
### 2 動員の方法

- (1) 総務部長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。
- (2) 各部長は、(1)の通知を受けたときは、各班長に対し、当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班は、各部長から(2)の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各部長は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底するものとする。
- (5) 対策本部が設置されない場合における職員の動員等は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

### 3 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

- (1) 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法
  - ア 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、本部長の指示により総務部長は、各部長に通知するものとする。
  - イ 各部長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

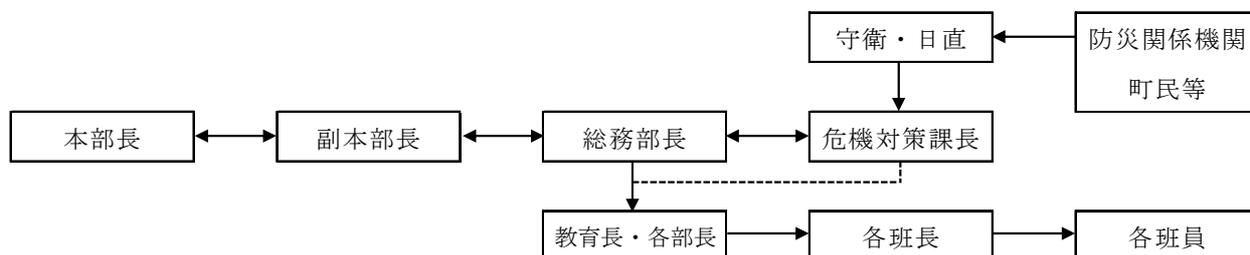
【勤務時間内の伝達系統】



### (2) 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- ア 守衛者は、次の情報を受けた場合は直ちに本部危機対策班長（危機対策課長）に連絡するものとする。
  - (ア) 気象警報等が石狩振興局等から通報された場合
  - (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
  - (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号の例による。

【勤務時間外の伝達系統】



#### 4 職員の非常登庁（勤務時間外、休日等）

- (1) 町職員は、勤務時間外又は休日等に災害が発生し、若しくは発生のおそれがあると判断した場合は、速やかに登庁するものとする。
- (2) 災害により、道路、橋梁等が損壊し、指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、次の施設に参集し、指示を受けるものとする。
  - ア 西当別コミュニティーセンター
  - イ その他各対策部（班）にて、災害応急対策上拠点となる施設。その場合には、各部（班）のマニュアルにて参集場所及び参集状況の把握を定めておくこととする。
- (3) 平常時における病弱者、肢体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると本部長が認めたもの又は災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となったものは、動員対象から除外する。
- (4) 各部長は、あらかじめ職員非常連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底するものとする。

#### 5 動員（非常登庁）時の留意事項

災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動を開始するものとする。

- (1) 安全確認
 

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
- (2) 動員時の服装・携行品
 

応急活動に適した服装とし、水・食料（3日分）、筆記用具、帽子、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、ラジオ等その他必要な用具をできる限り携行する。
- (3) 動員途上の緊急措置
 

動員途上において、災害あるいは人身事故等に遭遇したときは、近くの消防又は警察機関等へ通報連絡するとともに適切な措置をとること。
- (4) 動員途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に医療機関、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、別紙様式第1号「職員参集状況報告書」により、所属の部（班）長へ詳細を報告するものとする。
- (5) 動員状況の把握
 

各部長は、職員の動員状況について、別記様式第2号「職員参集受付簿」及び別記様式第3号「職員等安否確認調査票」によりその内容を記録し、総務部総務班へ報告するものとする。

総務部総務班は、各部の報告に基づき、別記様式第4号「職員参集状況集計表」を作成し、本部へ報告するとともに、安否確認を引き継ぐものとする。
- (6) 動員後の配備と任務分担
 

各部長は、任務分担について事前に行動マニュアルを定め、平常時から個人の任務内容を徹底するものとする。
- (7) 配備体制確立の報告
 

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

#### 6 応援要請

各部班の職員が不足する場合は、当該部長は総務部長を通じて本部長に対し他部（班）からの応援要請を行うことができる。

また、災害応急対策又は災害復旧のため、本部長が必要と認める場合は、指定地方行政機関等の長に対して、当該指定及び地方行政機関等の職員の派遣を要請するものとする。要請の手続き及び派遣職員の身分取扱等については、本章第32節「職員応援派遣計画」に定めるところによる。

## 第6節 避難対策計画

《総務部、企画部、住民環境部、福祉部》

災害時において町民等の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難に関する措置は、次のとおりである。

### 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要が認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

町は、町民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

#### (1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退き指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

エ 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速、かつ、的確に伝達する。

#### (2) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長が立退指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退指示、立退き又は近隣の安全な場所への待機や屋内安全確保の指示等を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退きについて指示することができる。その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

また、災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告するものとする。

#### (3) 北海道知事又はその命を受けた道の職員（基本法60条・第72条、水防法第29条・地すべり防止法第25条）

ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は、洪水又は地すべり等以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、指定避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 石狩振興局長は、町長からの避難のための立退き先の指示及び指定避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由による必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

#### (4) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合にお

いて、町長、警察官がその場にいなくてに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

- ア 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物の除去等（基本法第64条第8項）
- オ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

## 2 避難措置における連絡及び協力

### (1) 連絡

町長、知事（石狩振興局長）、北海道警察本部長（札幌方面北警察署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

### (2) 協力、援助

札幌方面北警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

## 3 避難指示等の発令基準

### (1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

高齢者等（避難を完了させるのに時間を有する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇の恐れがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

### (2) 避難指示（警戒レベル4）

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

### (3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全が確保されるとは限らない。

警戒レベル	町民等がとるべき行動	町民等に避難を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 4 避難指示等の周知

避難実施責任者は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民等に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、対象地域の町民等に対して速やかに次の事項についての周知徹底を図るものとする。

### (1) 指示事項

ア 避難指示等の理由及び内容

- イ 避難場所等及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 携行品等その他の注意事項
  - (ア) 避難後の戸締り、火気の始末を行う。
  - (イ) 必要に応じた家屋の補強と、家財道具類を安全な場所へ移動する。
  - (ウ) 携行品は限られたものにする。（食糧、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
  - (エ) 服装は軽装とし素足は避け、帽子、頭巾、雨合羽又は防寒用具を携行する。
- (2) 伝達方法
 

避難指示等の伝達は、避難信号、ラジオ、テレビ等の放送機関、電話、広報車、町ホームページ、携帯端末の緊急エリアメール等あらゆる手段を利用して、迅速かつ正確に実施するものとする。

  - ア 避難信号による伝達
 

当別町水防計画に定める「水防信号」により伝達する。
  - イ 放送機関による伝達
 

NHK、民間放送局等に避難指示等を行った旨を通報し、関係町民に対する周知事項を提示して、放送の依頼をする。
  - ウ 電話による伝達
 

電話により自主防災組織、防災関係機関、民間企業等に通報する。
  - エ 広報車による伝達
 

町広報車、消防車両、警察車両等を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
  - オ 伝達員による伝達
 

自主防災組織、消防団員、対策本部の配備要員等により、個別に伝達する。
  - カ その他情報媒体による伝達
 

町ホームページ、携帯端末の緊急エリアメール等により情報を配信する。

## 5 避難方法

### (1) 避難誘導

#### ア 避難誘導者

避難誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた者がこれにあたり、人命の安全を第一に、円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民等がとれるよう努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民等に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

#### イ 避難の順位

避難にあたっては、自主防災組織と連携のもと要配慮者を優先的に避難させるものとする。

#### ウ 避難路の決定

避難路の選定にあたっては、火災、落下物、路面陥没、がけ崩れ、地すべり、雪崩、破堤等の危険がないことを確認して誘導するものとする。

### (2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力の避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって行うものとする。

イ 被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、町において措置できないときは、町は他の市町村や道に対し応援を求める。

## 6 避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町職員、警察官、消防職員・団員その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

## 7 避難所の指定

避難指示等については、災害の状況等を判断し、次に定める指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定するものとする。

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

### (2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した町民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった町民等を一時的に滞在させるための施設である。

## 8 指定避難所の確保

町は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を選定するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

【参考】資料18「災害時応援協定一覧」

## 9 指定避難所の開設

(1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル棟を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して親戚や友人の家等への避難を促す。

(3) 町は、避難所を開設する場合にはあらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(7) 避難所において収容人員を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

## 10 指定避難所の管理・運営

(1) 各避難所の運営は、避難者自身による自主組織で運営することを基本とし、町職員、施設職員、ボランティアの協力のもと、当別町避難所運営マニュアル（資料22）に基づき運営するものとする。

(2) 町は、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他市町村やボランティア団体等に

対して協力を求めるものとする。

- (3) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に必要な対策を講じるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (4) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町における助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

- (5) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- (7) 町は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (9) 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (10) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対策の周知、冬期間の寒さの対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- (11) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

- (12) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (13) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

- (14) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や医療機関への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講ずる。

## 11 北海道（石狩振興局）及び関係機関に対する報告

- (1) 町長が、避難指示等を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告するものとする。

ア 発令者

イ 発令日時

- ウ 発令理由
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

- (2) 町は、避難所を開設したときは、避難所責任者からの情報連絡に基づき次の事項を記録して、知事（石狩振興局長）に報告するものとする。
- ア 避難所の開設日時、場所及び施設名
  - イ 開設期間の見込み
  - ウ 収容状況、収容人員
  - エ 炊き出し等の状況
- (3) 避難指示等及び避難所を開設した場合は、警察署その他関係機関に連絡し、避難者等の安全確保のため適切な措置ができるよう協力を求めるものとする。

## 12 広域避難

### (1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行うことができるものとする。

### (2) 道内における広域避難

ア 町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### (3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、町からの協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、町からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で自ら他の市町村に協議することができるものとする。

### (4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### (5) 関係機関の連携

ア 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 第7節 救助救出計画

### 《石狩北部地区消防事務組合（当別消防署）》

災害によって生命、身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、石狩北部地区消防事務組合当別消防署をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携をもとに実施する。

また、町民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

#### 1 実施責任

(1) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

石狩北部地区消防事務組合消防計画に定めるところにより、救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

(3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

(4) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

#### 2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

救助機関は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民等の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の72時間は救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 救助救出活動は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときに実施する。

ア 火災によって火中に取り残されたとき

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになったとき

ウ 水害によって家屋とともに流され、又は孤立状態になったとき

エ がけ崩れ、地すべり等により生き埋めになったとき

オ 電車、自動車等の大事故が発生して車中に取り残されたとき

## 第8節 災害警備計画

### 《総務部、札幌方面北警察署》

災害時に町民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するための計画は、次のとおりである。

なお、警察が実施する警戒、警備については、北海道が定める北海道地域防災計画により実施する。

#### 1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関との緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び町民等の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

#### 2 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

#### 3 応急対策の実施

##### (1) 災害の予警報

ア 札幌方面北警察署長（以下「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

イ 警察官は、基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

##### (2) 事前措置に関する事項

ア 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

イ 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

##### (3) 災害時における災害情報の収集に関する事項

ア 災害情報の収集

警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

イ 災害情報の連絡

警察署長は、迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に連絡するものとする。

#### 4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、町民等に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

#### 5 避難に関する事項

(1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。

(2) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行う場合は、本章第6節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合におい

て、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。

- (3) 避難先の誘導を行うにあたり、警察官は、町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況に応じて自ら検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

## 6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

## 7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

## 8 災害時における通信に関する事項

警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡体制の確保を図るものとする。

## 第9節 交通応急対策計画

《総務部、建設水道部》

災害時における道路、航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定めるところによる。

### 1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

#### (1) 当別町

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、速やかに被害状況や被害箇所等を把握するものとする。

また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### (2) 北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### (3) 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限し、交通の確保を図る。

#### (4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

#### (5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはない時に次の措置をとることができる（「第3.0節自衛隊派遣要請計画」による）。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施

- すること。
- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

## 2 道路の交通規制

- (1) 道路交通網の把握
 

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

  - ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
  - イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
  - ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- (2) 交通規制の実施
 

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

  - ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
  - イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- (3) 関係機関の連携
 

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

## 3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

- (1) 通知
 

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。
- (2) 緊急通行車両の確認手続き
 

知事（石狩振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

  - ア 確認場所
 

緊急通行車両の確認は、知事（石狩振興局長）又は警察本部、方面本部、警察署及び検問所で行う。
  - イ 証明書及び標章の交付
 

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに資料2-3「緊急通行車両確認証明書」、資料2-4「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。
  - ウ 緊急通行車両
    - (ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。
      - a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
      - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
      - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
      - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
      - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
      - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
      - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
      - h 緊急輸送の確保に関する事項
      - i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
    - (イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両である

こと。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(7) 使用者等の申出

北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(8) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(9) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したのものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(7) 規制除外車両の事前届け出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届け出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(8) 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届け出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

#### 4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路が、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

- ア 対象地域  
道内全域

イ 対象道路

既設道路及び令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、以下のとおりに区分し、町の緊急輸送道路の路線名等は、資料25「緊急輸送道路一覧及び箇所図」に示す。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中央都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地）を連絡する道路（道路延長3,831km）

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長243km）

## 第10節 輸送計画

《総務部、建設水道部》

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民等の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための計画は、次に定めるところによる。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる者が実施する。

- (1) 当別町  
災害時における輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行う。
- (2) 北海道運輸局  
鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾輸送の調整及び確保を図る。
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社  
鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。
- (4) 日本通運株式会社札幌支店  
自動車による輸送を実施する。
- (5) 北海道  
災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。
- (6) 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者  
北海道運輸局からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

- (1) 当別町  
災害時における輸送は、次の各輸送のうち最も適切な方法によるものとする。
  - ア 道路輸送
    - (ア) 町の車両等による輸送  
災害時には町の車両を確保し、輸送を実施するものとする。  
なお、町の公用車の保有状況は資料26「公用車両保有状況調」のとおりである。
    - (イ) 町の車両以外の車両確保  
災害の規模等により、町有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の防災機関に応援を要請し、又は民間車両を借上げるものとする。
    - (ウ) 燃料の調達  
燃料の確保及び調達は、本章第14節「衣料、生活必需品等物資供給計画」及び本章第15節「石油類燃料供給計画」により行う。
  - イ 人力輸送  
災害の状況により車両による輸送が不可能になったときは、人力輸送を行うものとする。
  - ウ 空中輸送  
陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第29節「消防防災ヘリコプター等活用計画」及び本章第30節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。
- (2) 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

(3) 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は船舶運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

(4) 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

### 3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

(1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

(2) 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令簿による損失補償については、各法令で定めるところによる。

## 第11節 食料供給計画

《総務部、経済部》

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画に定めるところによる。

### 1 実施責任

- (1) 当別町  
被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。
- (2) 北海道  
必要に応じて主要食料の調達及び供給の決定と調整を図る。
- (3) 北海道農政事務所  
農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 2 食料の供給

- (1) 当別町  
町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について石狩振興局長を通じて知事に要請する。  
なお、米穀については、必要に応じ米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、石狩振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。
- (2) 北海道  
知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に支給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。  
また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに被災市町村への供給にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。  
なお、米穀については、必要に応じ米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。
- (3) 北海道農政事務所  
北海道及び町と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。
- (4) 炊き出し計画
  - ア 現場責任者  
炊き出しを実施する場合、経済部長は、当該対策部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。
  - イ 炊き出しの方法  
炊き出しは、日本赤十字社北海道支部当別町分区及び各種団体等の協力を得て、給食センター、その他炊き出しが可能な施設等を利用して行うものとする。  
なお、町において炊き出しすることが困難な場合は、石狩振興局長に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。
  - ウ 期間  
炊き出しの期間は、7日を目途とする。  
状況により期間の延長や長期にわたることが予想される場合は、通常配給の切り替えを行うものとする。
  - エ 給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(ア) 炊き出し給与状況（別記様式第5号）

(イ) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（別記様式第6号）

オ 費用の限度

救助法の基準による。

### 3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第10節「輸送計画」及び本章第28節「労務供給計画」により措置するものとする。

### 4 食料備蓄の活用

町は、災害時の初期応急対策に対応するため、資料17「当別町防災備蓄計画」に基づいた食料備蓄を活用するものとする。

## 第12節 給水計画

### 《建設水道部》

災害により給水施設が被災し、あるいは飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることができなくなった場合の応急給水及び給水施設の応急復旧に関する事項は、この計画に定めるところによる。

#### 1 実施責任

##### (1) 当別町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、町民等の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

##### ア 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民等に広報する。

##### イ 緊急貯水槽の整備

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備促進に努めるものとする。

##### ウ 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車等を調達して、給水にあたるものとする。

##### (2) 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材のあっせん、給水開始の指導を行う。

##### (3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

#### 2 給水の実施

町は、災害の発生等で、飲料水の供給ができなくなった場合、別途定めるマニュアルに基づき、応急給水業務に万全を期するものとする。

##### (1) 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

##### (2) 給水量の目標

1人1日3リットル

##### (3) 給水方法

町民等への給水方法は、各対策マニュアルの応急給水計画により、拠点給水、運搬給水及び消火栓などから仮設給水する。

##### ア 給水拠点場所

(ア) 災害対策本部が指定する避難場所

(イ) 災害対策本部が指定する医療機関

(ウ) その他災害対策本部が指定する場所

##### イ 受水槽施設者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請するものとする。なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行うものとする。

#### 3 応援の要請

災害の規模等によって他市町村又は道に対しても飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

#### 4 給水拠点などの平均保有水量

施設名	所在地	保有水量
景林配水池	上当別2970-7	6,030 m <sup>3</sup>

## 5 運搬給水車両及び資材

町の給水用資機材の保有状況は、資料2-7「給水用資機材の保有状況」のとおりである。

## 6 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- ア 飲料水の供給簿（別記様式第7号）
- イ 給水関係物資受払簿（別記様式第8号）

## 第13節 上下水道施設対策計画

《建設水道部》

災害時の上水道及び下水道の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 上水道

#### (1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民等に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に応急対策の対応ができない場合は、関係機関等に応援を要請して応急体制を速やかに整備し、応急給水及び上水施設・管路などの応急復旧を計画的に実施する。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ 町民等への広報活動を行う。

#### (2) 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民等の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

### 2 下水道

#### (1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、2次被害防止のため、やむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ 町民等への広報活動を行う。

#### (2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民等の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画

《経済部、福祉部》

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 当別町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

#### ア 物資の調達及び輸送

(ア) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(イ) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。

(ウ) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

#### (2) 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う事業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分調達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

#### ア 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(イ) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

#### (3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

### 2 物資供給の対象者

- (1) 災害により、住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者
- (3) その他供給が必要と認められる者

### 3 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する供給物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊飯道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

### 4 給（貸）与物資の調達

- (1) 町は、世帯構成員別被害状況を把握し、被害の状況に応じた物資調達（配分）計画を作成する。
- (2) 町は、物資の供給に関する協定先及び町内の各衣料品店・日用品取扱店と協議し、調達方法や集積場所をあらかじめ把握して、緊急時に調達するものとする。
- (3) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、町は、必要に応じ日本赤十字社北海道支部当別町分区を通じ、提供を要請するものとする。
- (4) 地域内において調達が困難な場合、町は、道や近隣市町村に協力を求め、調達するものとする。
- (5) 町は、調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるよう災害用備蓄品を活用する。

## 5 給（貸）与の方法

町は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成員員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

- (1) 取扱責任者  
物資の供給又は貸与を迅速かつ的確に行うため、各町内会長等の協力を得て取扱責任者を定める。
- (2) 台帳の整備  
物資の供給又は貸与に当たっては、その経過を明確に把握しておくため物資受払簿等次に掲げる記録を整備しておくものとする。
  - ア 救助種目別物資受払簿（別記様式第9号）
  - イ 世帯構成員別被害状況（別記様式第10号）
  - ウ 物資購入（配分）計画表（別記様式第11号）
  - エ 物資の給与状況（別記様式第12号）
  - オ 物資給与及び受領簿（別記様式第13号）
- (3) 費用の限定  
救助法の基準による。
- (4) 物資の管理
  - ア 確保した物資を管理するため、当別町旧当別小学校に物資管理センターを設置する。
  - イ 物資管理センターに受け入れた物資を管理するため、ボランティア対策本部等に受け入れ作業を要請する。
  - ウ 救援物資の取扱いは、物資の提供を申し出た企業を登録し、必要になったとき供給を要請する。

## 6 給与又は貸与の期間

救助法の基準によるものとする。

## 第15節 石油類燃料供給計画

《総務部、経済部》

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 当別町

町は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることとする。

ウ LPGについては、「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定」により、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

#### (2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行う。

### 2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、石油等燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋を求めるものとする。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

### 3 燃料確保の応援協定

「災害時における応急生活物資の協力に関する協定（当別町石油協会）」

「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部）」

## 第16節 電力施設災害応急計画

《総務部（関係機関との連絡調整）》

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 電力施設の状況

町に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

### 2 北海道供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

### 3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

#### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずるものとする。

##### ア 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢、特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

##### イ 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

##### ウ 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

##### エ 広報

災害時の停電復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS、ラジオ及び報道機関等を通じて速やかに周知をするものとする。

##### オ 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（石狩振興局長）に要請するものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

##### カ 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

##### キ 応急工事

災害時に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

## 第17節 医療救護計画

### ≪総務部、福祉部、石狩北部地区消防事務組合（当別消防署）≫

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護活動の実施については、本計画の定めるところによる。

#### 1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。  
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- (2) 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - ア トリアージ
  - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
  - ウ 傷病者の医療機関への搬送支援
  - エ 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
  - オ 助産救護
  - カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理士等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - ア 病床者に対する精神科医療
  - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

#### 2 医療活動の実施

- (1) 当別町
 

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、道及び江別医師会その他の関係機関に協力を要請する。また、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

  - ア 医療救護所の設置
 

医療救護所は、原則として災害により診療機能が麻痺しており救護を必要とする地域の指定避難所に設置するものとするが、災害の状況等によっては、他の公共施設等を使用するものとする。  
医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の町民等に周知するものとする。
  - イ 救護班の編成
 

救護班の編成は、町がその都度決定するが、概ね1班につき医師、看護師、その他補助員をもって組織するものとする。
  - ウ 要請時における通知項目
 

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

    - (ア) 災害の発生日時、場所、原因及び状況
    - (イ) 出動の時期及び場所
    - (ウ) その他必要な事項
- (2) 北海道
  - ア 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で、医療救護活動を

必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

イ 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

ウ 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

オ 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

カ 被災者のニーズ等を的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

### (3) 災害拠点病院

ア 道の要請により救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療活動を行う。

イ 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

### (4) 協力機関等

ア 一般社団法人江別医師会

町の要請により、町内医療機関等の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

イ 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

ウ 独立行政法人労働者安全福祉機構

道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

エ 日本赤十字社北海道支部

道の要請により、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し、医療救護活動及びこころのケア活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。

オ その他の公的医療機関の開設者

医療法第31条の規定により公的医療機関の開設者（上記エを除く。）は、道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

カ 北海道医師会

道の要請により、救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、1の(4)に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

キ 北海道歯科医師会

道の要請により、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ク 北海道薬剤師会

道の要請により、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ケ 北海道看護協会

道の要請により、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

コ 北海道柔道整復師会

道の要請により、柔道整復師救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

サ 北海道エアポート株式会社

北海道エアポート株式会社は、道の要請により、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力を行う。

協力する内容は、「広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」の定めるところによる。

### 3 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として石狩北部地区消防事務組合当別消防署が実施する。

ただし、石狩北部地区消防事務組合当別消防署の救急車両が確保できないときは、近隣消防本部の救急車など石狩北部地区消防事務組合が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

### 4 医療機関の状況

町内の医療機関については、資料28のとおりである。

### 5 医薬品の確保

福祉班における備蓄用品の活用及び町内の医薬品等取扱事業者からの調達とするが、町内での調達が困難な場合は、道又は関係機関に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

### 6 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 救護班活動状況（別記様式第14号）

(2) 病院診療所医療実施状況（別記様式第15号）

(3) 助産台帳（別記様式第16号）

(4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（別記様式第17号）

## 第18節 防疫計画

《住民環境部、福祉部、経済部》

災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

#### (1) 当別町

- ア 町は、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- イ 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- ウ 被災が甚大で町のみで防疫が不可能又は困難なときは、石狩振興局の指導のもと集団避難場所等において町民に対する保健指導等を実施する。

#### (2) 北海道

- ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。
- イ 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援しかつその総合調整を行う。

### 2 防疫作業班の編成

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫作業班を編成する。防疫作業班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

### 3 感染症の予防

(1) 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- イ ねずみ族、昆虫類の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

#### (2) 検病調査及び保健指導等

- 検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。
- ア 検病調査は、滞水地域においては通常2回に1回以上、集団避難所においては、町と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- イ 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

#### (3) 予防接種

知事は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

#### (4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

##### ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

##### イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生に

ならないよう処分する。

(5) 消毒方法

町は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア 被災地の家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難所、感染症隔離病棟（臨時隔離病棟）の便所、その他不潔場所の消毒を1日一回以上消毒する。

(6) ねずみ族、昆虫類の駆除

町は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に排水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲料水に飲用井戸等を利用している場合において町は、当該井戸等の設置者等に対し北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

#### 4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他防疫措置を実施するものとする。

#### 5 避難所等の防疫指導

町は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の関係機関等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

石狩振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者であって、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

#### 6 家畜防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 家畜防疫の実施

(ア) 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜伝染性疫病防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・

消毒、防疫体制の整備を行う。

- (イ) 緊急防疫用資材等の確保  
家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。
- (ウ) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防疫等
- (エ) 家畜衛生車の被災地への派遣

## 第19節 廃棄物処理計画

《住民環境部》

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」による。

### 1 実施責任

#### (1) 当別町

ア 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」により近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

イ 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町長が実施するものとする。

#### (2) 北海道

ア 石狩振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導・助言を行う。

イ 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

### 2 廃棄物の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例区域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、倒壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### (2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、石狩振興局の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、石狩振興局の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 前記ア及びイにおいて埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

## 第20節 家庭動物対策計画

《住民環境部》

災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 当別町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

#### (2) 北海道

ア 石狩振興局長は、町が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じて助言を行うものとする。

イ 道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

### 2 家庭動物の取扱

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第21節 文教対策計画

### 《教育委員会》

文教施設の被災により、認定こども園、小・中学校、義務教育学校及び高等学校の園児・児童生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任

##### (1) 学校管理者等

###### ア 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

###### イ 児童生徒等の安全確保

###### (ア) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### (イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

###### ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見を努めるとともに、これらの改善を図る。

##### (2) 当別町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

#### 2 応急対象実施計画

##### (1) 施設の確保と復旧対策

###### ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

###### イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一部転用などにより授業の確保に努める。

###### ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

###### エ 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場等の建築を検討するものとする。

##### (2) 教育の要領

ア 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

(イ) 教育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、町民等、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）

(エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収

容が授業の支障とならないよう留意する。

㊦ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が指定避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒を万全に期すること。

イ 校舎の一部に避難者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### 3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び当別町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第22節 住宅対策計画

《建設水道部》

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 当別町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受け実施することができる。

#### (2) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難所

町は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第6節「避難対策計画」により、公共施設等を利用し、指定避難所を開設するものとする。

#### (2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 3 建設型応急住宅

#### (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

#### (2) 入居者の選定

ア 生活能力が低く、かつ住居の必要度の高いものより順次選ぶものとする。

イ 入居者の選定に当たっては、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。

#### (3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

#### (4) 建設戸数（借上げを含む。）

町は、全壊、全焼及び滅失戸数とし、被害状況により必要数を道へ要請するものとする。

#### (5) 建設地

建設場所はあらかじめ選定された用地に建設するが、二次災害などの影響を受けない安全な区域かつ仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて公共用地を選定するほか、相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育、居住地その他生活の利便性等を考慮して選定する。

#### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て又は共同建てとし、その仕様は、「建設型応急住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、

政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、これに準じるものとする。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### 4 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令に定めるところによる。

#### 5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国からの補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (7) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (4) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

**6 資材及び暖房用燃料の斡旋、調達**

- (1) 町は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、町から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

**7 住宅の応急復旧活動**

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

**8 建設型応急住宅及び住宅応急修理の記録**

建設型応急住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 建設型応急住宅台帳（別記様式第18号）
- 住宅応急修理記録簿（別記様式第19号）

## 第23節 被災宅地安全対策計画

《総務部、建設水道部》

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、2次災害を軽減、防止し町民の安全を図る計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報を勘案し、危険度判定の実施を決定する。

### 2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

### 4 危険度判定の業務（対策本部）

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）により、建設水道部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民等の対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 5 事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は、道と相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした判定士の育成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

## 第24節 行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画

《住民環境部、福祉部》

災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

- (1) 行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理並びに埋葬の実施は、町長が警察署その他関係機関の協力を得て行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗淨等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

### 2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象  
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者
- (2) 搜索の実施  
町長は搜索班を編成し、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、札幌方面北警察署に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、関係機関等及び町民等の協力を得て、搜索を実施するものとする。
- (3) 他市町村への要請  
町の区域内において被災し、行方不明者が他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。  
ア 行方不明者が漂着していると思われる場所  
イ 行方不明者の人数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
- (4) 自衛隊への要請  
「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

### 3 遺体の処理

- (1) 対象者  
災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者
- (2) 実施の方法  
遺体の処理計画及び実施は、収容処理班を編成する。  
また、必要に応じて、江別市医師会当別ブロック、日本赤十字社北海道支部、町民等に協力を求めて実施する。
- (3) 処理の範囲  
ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理  
遺体の識別のため、遺体の洗淨、縫合、消毒をし、又、撮影等により身元の確認を行うものとする。  
イ 遺体の一時保存（町）  
識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所（町内寺院、公共施設その他遺体の収容に適当な場所に安置し、埋葬の処理を行うまで一時保存するものとする。  
ウ 検案  
遺体について、死因等に関し医学的に検査をする。  
エ 遺体見分（警察官）

変死体については、直ちに警察署に届出、検視後に死体の処理にあたる。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(5) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族又は親族に連絡した上で、引き渡しを行う。

#### 4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族もしくは親族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 事故死等による遺体については、警察機関からの引き継ぎを受けた後埋葬する。

ウ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元の判明しない者の埋葬は、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により処理するものとする。

オ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行うものとする。

#### 5 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数
当別町 みどりヶ丘葬苑	当別町字青山1987番地	2基

#### 6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

#### 7 安否確認に関する事務

町は、行方不明者の届出等を行う窓口を開設し、事務は別途マニュアルを定めて行う。

なお、安否確認には、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムの活用や、被災者支援システムの導入などにより、安否確認等を行えるよう情報管理に努める。

#### 8 遺体の捜索等の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録するものとする。

(1) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（別記様式第20号）

イ 遺体の捜索状況記録簿（別記様式第21号）

(2) 遺体の処理

遺体の処理台帳（別記様式第22号）

(3) 遺体の埋葬

埋葬台帳（別記様式第23号）

## 第25節 障害物除去計画

《建設水道部》

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

#### (2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他法律の定められている当該施設の所有者が行うものとする。

### 2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民等の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 町民等の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

#### (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

#### (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

#### (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物除去の方法

#### (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

#### (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 4 撤去した障害物の集積場所

#### (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。（基本法第64条第2項）

#### (2) 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。（基本法施行令第26条）

### 5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第9節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第26節 応急土木対策計画

《建設水道部》

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害の原因及び被害種別

- (1) 災害の原因
  - 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
  - 豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
  - 津波、山崩れ、地すべり、土石流、がけ崩れ、火山噴火、落雷
- (2) 被害種別
  - 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
  - 盛土及び切土法面の崩壊
  - トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
  - 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
  - 河川及び砂防えん堤の埋塞
  - 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
  - ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
  - ダム貯水池の流木等の堆積
  - 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の被害

### 2 応急土木復旧対策

- (1) 実施責任
 

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。
- (2) 応急対策及び応急復旧対策
 

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

  - ア 応急措置の準備
    - ㉠ 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
    - ㉡ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。
  - イ 応急措置の実施
 

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、自衛隊及び防災関係機関の協力を求めるものとする。
  - ウ 応急復旧
 

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、イに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

### 3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携（協定の締結等）を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第27節 応急飼料計画

《経済部》

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

町は、家畜飼料の応急対策を円滑に行うものとする。

### 2 実施の方法

町は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

#### (1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

#### (2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

## 第28節 労務供給計画

《総務部》

災害時における応急対策の実施に必要な一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るための労務の供給は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

町長は、町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力依頼及び労務者の雇上げを行うものとする。

### 2 民間団体への協力要請

#### (1) 動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、ボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の町民等の協力を得るものとし、特に必要な場合において、労務者を雇上げするものとする。

#### (2) 動員要請

本部の各部長においてボランティア団体等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部長に対し要請をするものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

### 3 労務者の雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療・助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の捜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策に必要な労務者

### 4 供給方法

- (1) 町は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、札幌北公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
  - ア 職業別、所要労働者数
  - イ 作業場所及び作業内容
  - ウ 期間及び賃金等の労働条件
  - エ 宿泊施設等の状況
  - オ その他必要な事項
- (3) 札幌北公共職業安定所長は、前号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

### 5 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るように努めるものとする。

**6 災害時の応援協定に基づく要請**

町は、災害時応援協定に基づき、協定先より労務者の確保に努めるよう体制を確保するものとする。

## 第29節 消防防災ヘリコプター活用計画

《総務部》

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

### 1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによる。

### 2 緊急運行の要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し運行の要請をするものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

### 3 要請方法

知事に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票（別記様式第24号）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話番号 011-782-3233
- ・FAX番号 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話番号 6-210-39-897、898

### 5 報告

町は、災害が収束した場合は、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記様式第25号）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

### 6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況調査などの情報収集活動
  - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
  - ア 傷病者、医師等の搬送
  - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
  - ア 空中消火
  - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

## 7 救急患者の救急搬送手続等

### (1) 応援要請

町は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

### (2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町は、医療機関等からの緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、石狩振興局（地域創生部地域政策課）及び札幌方面北警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話等により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の救急搬送情報伝達票（別記様式第26号）を提出するものとする。

ウ 町は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町は、知事から運航の可否、運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

## 8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料29のとおりである。

## 第30節 自衛隊派遣要請計画

《総務部》

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請するものとする。

### 1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水、通信等について必要とする場合

### 2 災害派遣要請の手続き等

#### (1) 派遣要請の方法

町は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記様式第27号）をもって知事（石狩振興局長）に対し依頼する。

この際、要請に先立ち振興局を通じ、派遣を要請する自衛隊の防災担当と被害の状況に関する情報共有及び災害派遣に関する調整を行う。

この場合において、町は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 町は、人命の緊急救助に関し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（石狩振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（石狩振興局長）に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

### 3 災害派遣部隊の受入体制

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

#### (1) 受入れ準備の確立

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官と協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 宿泊場所等の準備

宿泊は、原則として自衛隊駐屯地又は天幕露営とし、給食設備についても自ら実施するものとするが、町は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所を準備する。

エ 派遣部隊の野営及び車両の駐車場、資機材置場等の拠点地

派遣部隊の町内活動拠点候補地は次のとおりとする。ただし、その他の場所についても災害の規模や被害の状況により適切に活用を図る。

場所	所在地	面積
旧弁華別中学校	弁華別4 2 9番地5	2, 4 1 5 m <sup>2</sup>
旧弁華別中学校グラウンド	弁華別4 2 9番地5	1 3, 6 0 6 m <sup>2</sup>

オ 作業計画の作成

町は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画し、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておくものとする。

(2) 派遣部隊到着の措置

ア 担当部班は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとし、現地責任者に立合わせ、作業に支障をきたさないよう留意するものとする。

イ 知事（石狩振興局長）への報告

町は、到着後及び必要に応じて知事（石狩振興局長）に報告するものとする。

#### 4 経費

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

#### 5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助活動

(4) 水防・消防活動

(5) 道路又は水路の啓開

(6) 応急医療、救護及び防疫

(7) 人員及び物資の救急輸送

(8) 炊飯及び給水

(9) 交通規制

(10) 物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

#### 6 派遣部隊の撤収要請

町は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記様式第28号）をもって知事（石狩振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは口頭又は電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

#### 7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口・連絡方法を定めるとともに、自衛隊連絡班が派遣された場合は、役場内に連絡部署を設ける等、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町は、災害時に自衛隊の救援活動が適切且つ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊

等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓練の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

## 第31節 広域応援・受援計画

《総務部》

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援及び受援対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 当別町

- (1) 町は、大規模な災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。
- (2) 他の市町村等への応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村からの受援体制を確立しておく。

【締結している協定】

「当別町と大崎市との災害時相互応援協定」

「当別町と宇和島市との災害時相互応援協定」

## 第32節 職員応援派遣計画

《総務部》

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができる。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長に予め協議しなければならない。

### 2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互の派遣についても含むものとする。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

【参考】昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域 に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日 につき）	その他の施設 （一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 第33節 災害ボランティアとの連携計画

《総務部、福祉部》

災害時における日本赤十字社北海道支部及び当別町社会福祉協議会（以下「社協」という。）、各種ボランティア団体・NPOとの連携は本計画の定めるところによる。

### 1 ボランティア団体等の協力

町、道及び防災関係機関等は、社協、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。

### 2 ボランティアの受け入れ

町、道、社協及び防災関係機関等は、相互に協力して、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ調整等、その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

町、道及び防災関係機関等は、ボランティアの受け入れに当たって、高齢者や障がい者への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

### 4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社協及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。そのため町は、「災害ボランティア活動支援マニュアル」、「災害ボランティア設置・運営マニュアル」等を作成し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努めるものとする。

### 5 災害ボランティアセンターの設置要請

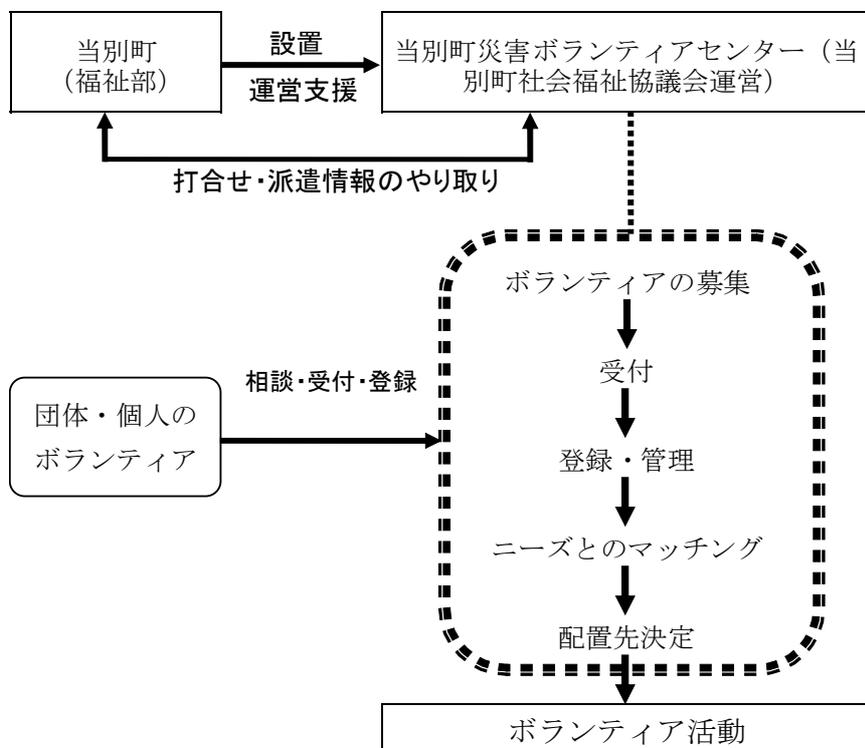
町は、社協に対して、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を要請する。

### 6 災害ボランティアセンターの設置及び運営

社協は、当別町総合保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、町の要請やボランティアニーズを把握し、ボランティアの配置、関係機関との調整、資機材の供給等を行う。

【当別町災害ボランティアセンター設置・運営図】



## 第34節 災害義援金募集（配分）計画

《福祉部》

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、この計画に定めるところによる。

### 1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

### 2 運営方法

委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。

### 3 義援金の受付（配分）

#### (1) 日本赤十字社

日本赤十字社は、全国各地から義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、北海道支部及び当別町分区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を災者に配分するものとする。

#### (2) 当別町

町は、全国各地から義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

##### ア 義援金の受付

(ア) 義援金の受付窓口を、福祉部に開設し受付を行うものとする。

(イ) 本部に届けられた義援金は、福祉部において受け付け、本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管するものとする。

##### イ 義援金の配分

一時保管した義援金は、本部でとりまとめ、配分に当たっては配分委員会を配置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

## 第35節 災害応急金融計画

《福祉部、経済部》

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するための応急金融は、この計画に定めるところによる。

### 1 応急金融対策

応急金融対策は、次に掲げるとおりである。大要については、資料30のとおりである。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）、水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

## 第36節 災害救助法の適用と実施

《総務部、福祉部》

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、この計画に定めるところによる。

### 1 実施体制

救助法による救助は、知事（石狩振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 2 救助法の適用基準

#### (1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該災害にかかる現に救助を必要とする者に対して行う。

#### (2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内において現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (≧2,500 世帯以上)	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	<b>1 住家被害の判定基準</b> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <b>2 世帯の判定</b> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

### 3 救助法の適用手続

(1) 町長は、町内における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を石狩振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに石狩振興局長へ報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

#### 4 救助の実施と種類

##### (1) 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を行うものとする。

なお、知事は、町が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

ア 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
建設型応急住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の捜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

イ 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

##### (2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならないものとする。

#### 5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により、その責任を明らかにしなければならないものとする。